

頑張る中小事業者月次支援金の実施状況について

1 要旨

飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した県内中小事業者を支援するために今年6月に創設した「頑張る中小事業者月次支援金」の申請状況については、10月1日現在、全体で29,530件、9月末に申請受付を終了した7月分では8,717件となっている。

また、9月8日から申請受付を開始した酒類販売事業者を対象とした支援については、全体で45件となっている。

引き続き、幅広い事業者に活用いただけるよう、制度の周知に取り組むとともに、支援金がすみやかに支給されるよう努めていく。

2 申請状況（10月1日現在）

区分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	計
申請期間	6/21~9/10 ※受付終了	7/1~9/20 ※受付終了	8/1~9/30 ※受付終了	9/1~10/31	10/1~11/30	11/1~1/7	—
申請件数	8,250件	8,629件	8,717件	3,786件	148件	※申請受付前	29,530件
審査完了件数	4,987件	3,945件	934件	342件	0件	—	10,208件
支払件数	4,093件	3,009件	541件	123件	0件	—	7,766件
支払金額	528百万円	370百万円	61百万円	14百万円	0百万円	—	973百万円

（注）申請件数は月8,000件程度を想定

3 酒類販売事業者対象の追加支援の申請状況（9月28日現在）

	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	計
申請件数	15件	25件	2件	3件	—	—	45件

（注）酒類販売事業者の申請件数は全体に含まれる。

4 令和3年広島県議会9月定例会追加報告事項について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和3年度一般会計予算の補正を専決処分したため、報告する。

（1）概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した県内の中小企業等を支援する「頑張る中小事業者月次支援金」を10月も引き続き実施するため、令和3年度一般会計予算を補正する必要が生じたが、全額国庫支出金によるものであるため、専決処分をした。

（2）専決処分額（国庫）

339,600千円

(参考) 制度の概要

対象者	県内中小事業者 ※広島県感染症拡大防止協力支援金，広島県大規模施設等協力金の給付対象者は対象外
支給額	2019年又は2020年の対象月の売上から2021年の対象月の売上を差引 中小法人：上限20万円/月，個人事業者：上限10万円/月 なお，酒類販売事業者については， ・減少幅が70%以上の場合 中小法人：上限40万円/月，個人事業者：上限20万円/月 ・減少幅が90%以上の場合※ 中小法人：上限60万円/月，個人事業者：上限30万円/月 ・7月と8月，8月と9月，10月と11月の2か月連続して，15%以上30%未満の場合※ 中小法人：上限20万円/月，個人事業者：上限10万円/月
支給要件	飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受け，対象月の月間売上が，2019年又は2020年の同月比で30%以上減少していること。
対象期間	緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施区域に本県が指定された期間及び県の集中対策実施期間（5～10月） ※8月～10月のみが支給対象

頑張る中小事業者 月次支援金 をご活用 ください!

新型コロナウイルス感染拡大防止のための国の緊急事態措置等や
広島県の集中対策の影響(飲食店の休業・時短営業、外出自粛等)により、
売上が減少した県内中小事業者の皆様を幅広く支援します!

申請期間 (当日消印有効)

【8月分】2021年9月1日(水)～10月31日(日)
【9月分】2021年10月1日(金)～11月30日(火)
【10月分】2021年11月1日(月)～2022年1月7日(金)

※5~7月分の申請は、9月末日に終了しました。

給付額 (1事業者当たり)



中小法人



個人事業者

上限 **20**万円/月

上限 **10**万円/月

算出 方法

給付額 = 2019年又は2020年の対象月の売上 - 2021年の対象月の売上

対象者

広島県内に本社・本店のある中小法人、個人事業者

- 緊急事態措置等や広島県の集中対策実施に伴う飲食店の休業・時短営業、外出自粛等の影響により売上が **30%以上減少**していること
- **国の月次支援金の対象となる場合は、その給付を受けていること**
- 「広島県感染症拡大防止協力支援金」、「広島県大規模施設等協力金」の給付対象の方は **受けられません (月ごとに判断します)**。

追加 支援

酒類販売事業者については、給付上限額や対象範囲が拡大しています。
申請様式も異なりますので、詳細は「酒類販売事業者専用ページ」をご確認ください。

対象事業者の一例、よくあるご質問、申請についてはウラ面へ

対象事業者の一例

飲食店の休業・時短営業の影響を受けた事業者	食材、食品、飲料、割り箸、おしぼり、清掃、花などの財・サービスの供給事業者
外出自粛等の影響を受けた事業者	・観光関連事業者（宿泊、バス・タクシー、土産物店など） ・対人サービス事業者（理美容、クリーニング店、マッサージ店など） ・県の協力支援金の対象外となっているカフェや純喫茶（酒類を提供していない、閉店時間が20時以前の店舗）

よくあるご質問

Q1 国の持続化給付金や月次支援金を受け取っていますが、この支援金も申請できますか？

A1 申請可能です。ただし、広島県感染症拡大防止協力支援金、広島県大規模施設等協力金の給付対象となる月については対象外です。

Q2 売上が50%以上減少していて、国の月次支援金に申請しましたが、給付通知書がなかなか届きません。県への申請はどうすればよいですか？

A2 国の給付通知書以外の申請書類を、先にご提出ください。国の給付通知書は、届き次第、後日その写しをご提出ください。その際、申請事業者名を明記してください。

Q3 売上が50%以上減少している場合は、確定申告書等の提出が必要ですか？

A3 不要です。国の月次支援金の給付通知書をお送りください。

Q4 今年開業しましたが、申請対象となりますか？

A4 2021年3月末までに開業している場合は、給付の対象となります。

申請手続きについて

郵送での申請	ホームページより申請書等のダウンロードまたは資料請求フォームより取り寄せ、必要書類を揃えて簡易書留にてお送りください。 〒730-0031 広島市中区紙屋町2-2-2 紙屋町ビル6階 「頑張る中小事業者月次支援金センター」宛
オンライン申請	ホームページよりオンライン申請を行ってください。

詳しくは、ホームページまたは申請要領をご覧ください。
ご不明な点はお気軽にお問い合わせ、ご相談ください。

コールセンター

☎ 082-248-6853

月～金 9:30～17:00（土・日・祝日を除く）

頑張る中小事業者月次支援金センター

申請要領、申請書のダウンロード、
オンライン申請はこちらで検索

広島県 頑張る中小事業者月次支援金

検索



2021. 10. 1